

# 第1章 北九州市景観計画の基本方針と景観誘導の体系

## 1-1 景観形成の基本方針

- ◇ 北九州市景観計画は、北九州市景観づくりマスターPLANに即して、良好な景観の形成を図るため、景観法に基づいて策定する計画です。
- ◇ 北九州市景観計画では、市内全域を「景観計画区域」とし、北九州市景観づくりマスターPLANに示す景観形成の基本方針に即し、景観形成の誘導を図る区域として「景観重点整備地区」、「景観形成誘導地域」、関門景観の形成を誘導する地域または保全する地域を「関門景観形成地域」として定めます。  
また、自然景観や田園景観について、自然公園や風致地区などの指定により景観の保全を図ります。

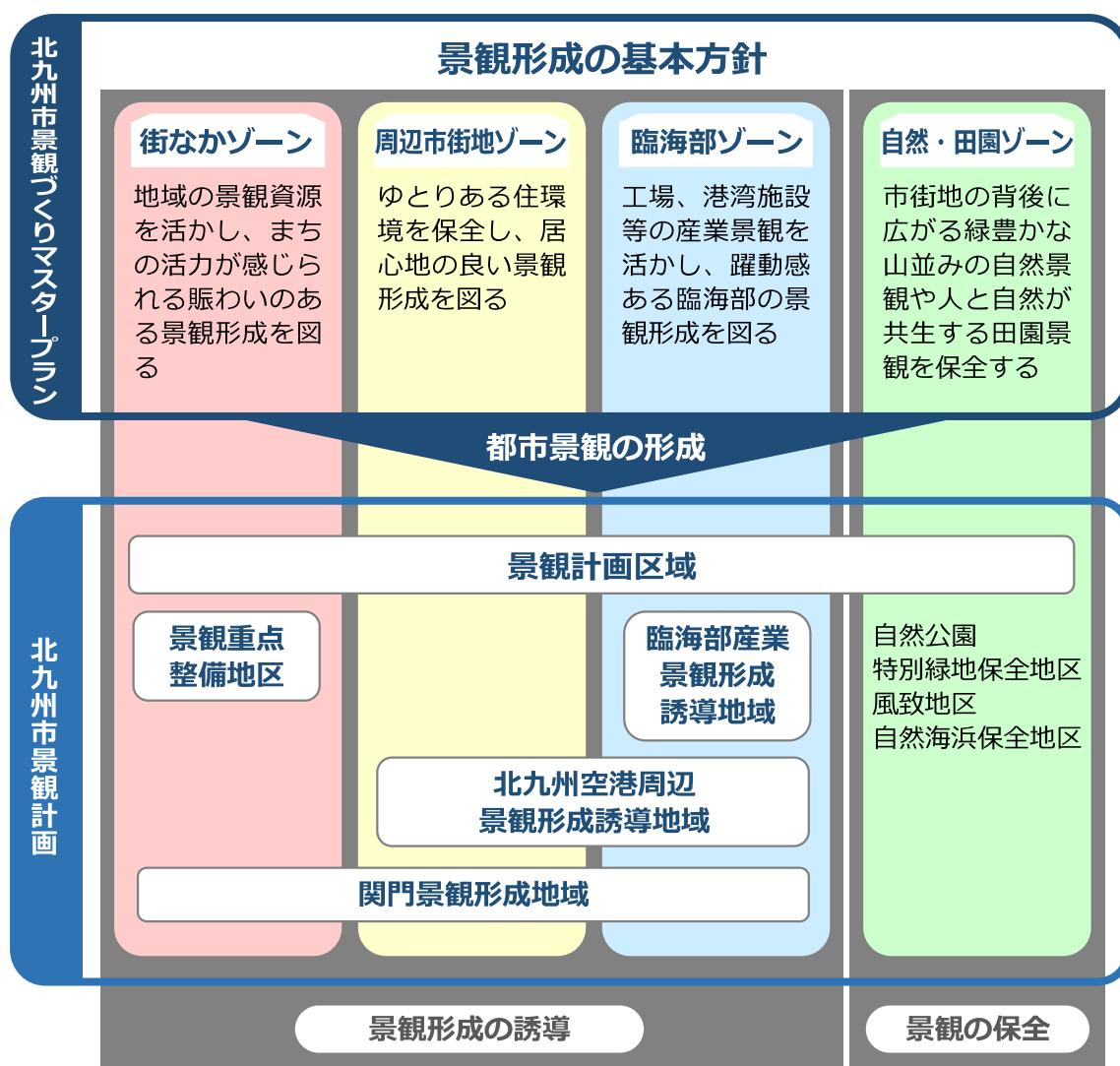


図 1-1-1 北九州市景観づくりマスターPLANと北九州市景観計画の関係

## 1-2 景観誘導の体系（北九州市景観計画の構成）

◇ 北九州市景観計画には、景観法に基づき、景観計画の区域、届出対象、形態又は色彩その他の意匠の基準などを定めます。

基本方針

### 第1章

北九州市景観計画の基本方針と景観誘導の体系を示します

区域

### 第2章

北九州市景観計画の区域・地区・地域を定めます

#### 2-1 景観計画区域[市全域]

2-2 景観重点整備地区 景観形成拠点(都市景観の形成上特に重要な地区)

2-3 臨海部産業景観形成誘導地域

広範囲にわたり特徴的な景観を

2-4 北九州空港周辺景観形成誘導地域

有する地域

2-5 関門景観形成地域 関門景観の形成を積極的に推進していく地域

具体的な基準を定めます

### 第3章

対象物

### 第4章

基準

### 第5章

### 第6章

参考

**建築物・工作物等**  
新築、増築、改築、  
移転、大規模の修繕・  
模様替、外観の過半  
にわたる色彩の変更

目標、方針、  
形態意匠に関する  
行為の制限

#### 屋外広告物

表示等に関する  
行為の制限

#### 公共施設

道路、河川、  
都市公園・緑地、  
港湾、公共サイン

#### 景観重要建造物 景観重要樹木

指定の方針

届出対象行為は、  
北九州市都市景観  
条例等に規定

許可基準は、北九  
州市屋外広告物条  
例に規定

景観重要  
公共施設を  
指定の場合

指定の場合

[建築主(設計者)]  
**届出**  
(景観法第16条)  
(北九州市都市景観条例第11条)  
(関門景観条例第9条)

[表示、設置者]  
**許可申請**  
(屋外広告物法第4条)  
(北九州市屋外広告物  
条例第6条、第11条)

[施設管理者]  
**景観計画への  
適合義務**  
(景観法第47条)

[所有者]  
**許可申請(現状変更)  
適正な管理義務**  
(景観法第22条、  
第25条)

図 1-2-1 景観計画の構成